

No.	カテゴリー	内容	回答
1	教育以外	YouTubeで本の読み聞かせをしている動画を配信する場合、作品の著作権許諾は必要でしょうか。	<p>オンラインや有線放送をとまなう読み聞かせについては、基本的には著作権者の許諾が必要になりますので、実施をご検討されている場合は、読み聞かせをされたい作品を出している出版社にまずはお尋ねいただくという形になります。</p> <p>許諾を得ずに読み聞かせができるケースにつきましては、非営利・無償（実費程度も無償に入る）となるのですが、このケースには、有線放送やインターネットでの配信は該当せず、許諾が必要となります。</p> <p>海外の作品を使用する場合、翻訳版でない原本ですと、絵・文ともに直接著作権者、海外の出版社に許諾確認が必要となり、翻訳版は、加えて翻訳者の許諾も必要となります。【※No.6】</p> <p>また、使用料につきましては、ケースバイケースです。当協会HPに掲載のガイドライン「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」のP.4「著作物利用許可申請書」を出版社にFAXするとスムーズにお手続きが進みます。【※No.7】</p>
2		ケーブルテレビで、ボランティアが自宅待機している子どもたちに向けて紙芝居・児童書の読み聞かせをするコーナーを放送したいと考えておりますが、著作権の許諾は必要でしょうか。 ボランティアは無報酬で行い、受信者からも料金を頂かない非営利な放送になります。	
3		ZoomやInstagramを利用して、非営利目的かつ無償で児童書の読み聞かせをしたいと考えています。 限られたメンバーのみ閲覧可能で即時的なもの（繰り返し見られない）を検討していますが、著作権の許諾は必要でしょうか。	
4		小学校で図書ボランティアをしています。学校限定で読み聞かせ動画をオンライン配信する際、著作権の許諾は必要でしょうか。 学校に所属する児童を対象とするため、営利目的ではなく、動画も残さない予定です。	
5		有線放送でストーリーテリングサークルの方々のお話を放送できないかと考えています。 この有線放送は、当該地域で居住している人へ向け、有線電話の契約（有料）をしてる世帯に受信機を設置し、毎日定時放送しているものです。 貴協会HPに掲載のガイドライン「お話し会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」を確認すると、非営利の上演等は無許諾で可能とありましたが、著作物を覚えて語るストーリーテリングをスタジオから放送する場合はいかがでしょうか。 このストーリーテリングのボランティアグループは無償で活動をしています。	
6		NGO法人で国際交流活動を行っており、児童書の読み聞かせをインターネット配信形式で実施しようと考えています。 内容としては、外国語児童書（日本国内で出版されたもの及び海外で出版されたもの）を在日外国人ボランティアさんに読んでもらい、動画を編集・作成し、HPやFacebookにアップするといった形です。 この活動に金銭受領はなく、当法人のボランティア活動の一環として行われます。 著作権法上、問題ありますでしょうか。	
7		ラジオ局で児童書の読み聞かせを行いたいののですが、許諾や著作権使用料は必要でしょうか。	

No.	カテゴリー	内容	回答
8	海外	<p>海外で幼稚園教員をしています。</p> <p>現在、新型コロナウイルスの影響で遠隔授業を行っており、その一環で、日本人家庭の生徒に向けての日本語の児童書の読み聞かせをしたいと考えています。</p> <p>教員が児童書を朗読し、それを録画したものを共有することは許可されますでしょうか。</p> <p>この場合、YouTubeなど不特定多数がアクセスできるリンクではなく、学校が管理しているGoogle Drive等（外部からのアクセス不可）に保存するようになります。</p> <p>また、ライブ配信（オンライン授業の中）で本を読み聞かせることは可能でしょうか。</p>	<p>著作物の利用にあたっては、利用者が在住している国の著作権法に従って著作物の利用許諾方法が決まるため、日本の書籍であっても所在国の著作権法の規定に従うこととなります。</p> <p>よって、所在国の著作権法において、ご質問いただいた方法での著作物の利用にあたり、許諾が必要と定められているのであれば、日本の出版社を通して著作権者に許諾申請を行っていただく必要があります。（個々の著作権者の意向がありますので、一律にお答えすることはできません）</p> <p>まずは所在国の著作権法の規定をご確認ください。</p> <p><ご参考「外国著作権法」> https://www.cric.or.jp/db/world/index.html</p>
9	教育	<p>現在、勤め先の学校では、新ウイルスの影響によりZoomを使ってオンライン授業を行っています。</p> <p>その場にて、読み聞かせをしたいと考えていますが、ネット環境により画像が鮮明ではないため、あらかじめiPadで児童書の写真を撮り、その画像を見せながらオンラインで読み上げるということを検討しています。その場合、許諾なしで実施してもよいでしょうか。</p> <p>なお、Zoomでの授業には本校の生徒以外は入れないようパスワードを設定しています。また、授業を画面録画しないよう保護者に伝えています。</p>	<p>著作権法35条に関わる学校教育での利用については、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が、2020年度補償金制度利用に関するFAQを公表しています。</p> <p>https://sartras.or.jp/seidofaq/ <ご参考> https://sartras.or.jp/unyoshishin2020/</p> <p>ご質問の利用は、著作権法35条の運用に関わるものですので、SARTRASにお問い合わせください。 https://sartras.or.jp/preinquiry/</p>
10	特別支援学校・学級	<p>特別支援学校の教員をしています。</p> <p>在宅の児童生徒に対して、本校HPの保護者向けサイト（パスワードを入れて閲覧）という限定された場で、教員による児童書の読み聞かせを行いたいと考えています。</p> <p>対象は知的障害をもつ本校児童生徒（20名程度）になりますが、著作権の許諾は必要でしょうか。</p>	<p>特別支援学級の在籍児童に利用を限定する場合で、著作権法37条3項および37条の2の要件を満たす場合であれば、許諾を得ずに利用できる可能性があります。</p> <p>下記、文化庁HPおよび、37条3項の条文をご確認いただき、現場の実情に合わせてご判断いただければと存じます。</p> <p><ご参考> https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/r1412247_02.pdf</p> <p>要件を満たさない場合は、当該出版社を通じて著作権者に許諾申請をお願いいたします。</p>